

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和7年11月13日

中国運輸局長 金子 修久



1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：R7-3
- (2) 申請者： 広島交通株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (4) 申請年月日：令和7年11月7日
- (5) 設定しようとする路線
○路線名： 一般バス全路線

(6) 設定しようとする運賃

対キロ区間制

基準賃率：44円00銭

初乗運賃：200円

通勤定期：大人1か月 基準運賃額×60×(1-0.3)

通学定期：大人1か月 基準運賃額×60×(1-0.4)

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局自動車交通部まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。
